

一復第一四一七號

第一復員官署一般及地方世話課

廢品の處分について

昭和二十二年九月二十六日

復員廳總裁官房長

第一復員官署の管理する國の物品中消耗又は毀損のため使用に堪えないものは左記者に於て經濟上最も有効なる方法により處分をすることができるとに定められたから命により通知する

なお特殊物件の内内務省（都道府縣）へ引繼を了し引續き都道府縣から借受け使用中のものについては、當該都道府縣と協議し別途に處理すへきものであるから念のため申添える

記

0534

官	署	處分をする者	所管の區分
第一復員局	文書課長		
留守業務局	局長	各當該官署（所屬官署を含む	
船舶殘務整理部	部長	但し復員連絡局にあつては所	
復員連絡局	局長	屬支部を除く）の管理する物	
復員連絡局支部	支部長	品の處分	

備考 廢止の場合の廢入科目は科目解説による

0535